

表 8 施設形態によって細かく決められた料金
(練馬区大泉学園駅北口地下自転車等駐車場)

		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
地下1階上段	一般	1,500	4,200	7,200
	学生	1,000	2,800	4,800
地下1階下段	一般	2,000	5,700	9,600
	学生	1,500	4,200	7,200
地下2階上段	一般	1,200	3,400	5,700
	学生	700	1,900	3,300
地下2階下段	一般	1,700	4,800	8,100
	学生	1,200	3,400	5,700

資料：練馬区 web サイト

計画 16 無人式 24 時間管理システムの導入検討

管理人件費を削減する目的等から、既に一部の施設については導入されていますが、他の施設についても 24 時間無人管理が可能なゲート式システムなどの導入を行いました。

表 9 24 時間管理システムの特徴

	有人管理	無人管理
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 整理整頓が逐次可能である 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の抑制が可能である
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 管理人の常駐時間に比例して人件費を必要とする 	<ul style="list-style-type: none"> 初期コストがかかる（標準タイプで約 20,000 千円強） ※リース対応も可能



図 12 ゲート式システムの例
(つつじヶ丘駅南口西自転車駐車場)



図 13 ロック式システムの例
(調布市立布田東路上自転車等駐車場)

計画 17 満空情報システムの導入検討

「駐車施設に到着したが、満車のため駐車できない」、「他に空いている駐車施設が分からない」といった理由から、自転車等を放置してしまう利用者の行動を解消するために、満空情報システムの導入を検討します。

現在、自転車等駐車場入口に満空情報をリアルタイムに掲示していますが、将来的にはwebサイトやスマートフォンのアプリなどを使用して、自転車等駐車場に行かなくても満空情報が分かるようなシステムの導入を目指しています。

また、自転車等駐車施設表示看板については、放置禁止区域も分かるように掲載し、情報システム導入とともに設置について検討します。

<満空情報システムの例>



図 14 調布市立国領西自転車等駐車場



図 15 調布市立調布西第2路上自転車等駐車場

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画 14 市内全施設の有料化：37 施設を有料化

【実施 37 施設（令和2年7月現在）】

- 仙川駅 ：4 施設有料
- つつじヶ丘駅：9 施設有料, 3 施設無料
- 柴崎駅 ：2 施設有料
- 国領駅 ：3 施設有料
- 布田駅 ：1 施設有料
- 調布駅 ：10 施設有料
- 西調布駅 ：4 施設有料, 1 施設無料
- 飛田給駅 ：2 施設有料
- 京王多摩川駅：2 施設有料

計画 15 利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入：実施済み

以下に示す料金制度の見直しを実施

- ①階層及び屋根の有無に応じた料金区分を設定
- ②1, 3, 6ヶ月を単位とした月ぎめ利用（定期利用）を設定
- ③学生等に対する減免制度を設定，長期契約時の使用料を見直し（割引額を増額）
- ④市内及び市外の区分を設定
- ⑤時間ぎめ（一時使用）における無料時間を設定（入庫後90分間無料）



図 16 新しい料金設定

計画 16 無人式24時間管理システムの導入検討：実施済み

【実施 37 施設（令和2年7月現在）】

- ・仙川駅 : 4 施設導入
- ・つつじヶ丘駅 : 9 施設導入
- ・柴崎駅 : 2 施設導入
- ・国領駅 : 3 施設導入
- ・布田駅 : 1 施設導入
- ・調布駅 : 10 施設導入
- ・西調布駅 : 4 施設導入
- ・飛田給駅 : 2 施設導入
- ・京王多摩川駅 : 2 施設導入



図 17 ゲート式システムの例
(調布市立西調布南第1自転車等駐車場)



図 18 ロック式システムの例
(調布市立つつじヶ丘北第3自転車駐車場)

計画 17 満空情報システムの導入検討：未実施

4 既存対策の改善・再構築

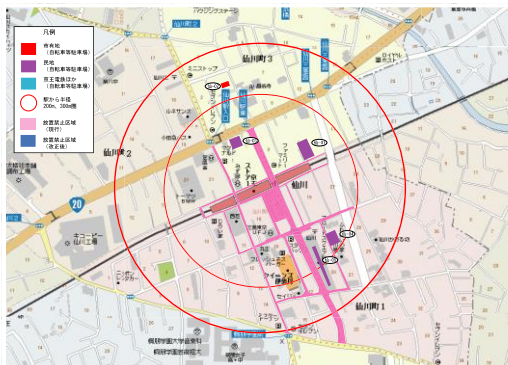
(1) 放置禁止区域の拡大

計画 18 駅から半径約 200m 以内の路地を放置禁止区域に指定 《実施済み》

改正（平成 31 年 1 月 1 日）前は駅周辺の調布市が管理する市道を中心とした区域の指定でしたが、自転車等駐車施設の収容台数確保等に併せて、各駅とも半径 200m 以内に自転車等駐車施設が設置されており、また、駅利用者は概ね徒歩 3 分以内の範囲に自転車等を駐車することなどから、駅を中心に概ね半径 200m 以内の私道を除く、国道、都道及び市道の全てを放置禁止区域に指定しました^(※1)。結果として、平成 21 年度の調査と平成 30 年度の調査における放置自転車のピーク時間の台数を比較すると、仙川駅ではピーク時 669 台が 119 台に、つつしヶ丘駅では 634 台が 119 台、調布駅では 979 台が 358 台へそれぞれ減少しました。

なお、放置禁止区域表示看板の設置、市報及びホームページにて利用者へ告知しています。

◇ 改正前



◇ 改正後

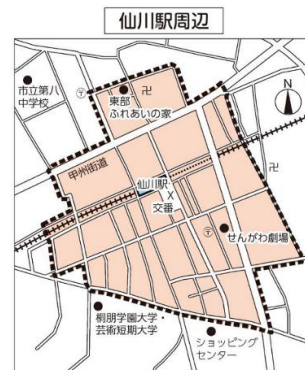


図 19 仙川駅の放置禁止区域

^(※1) 「調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例」で定められている放置禁止区域の指定等

第5章 放置自転車等に対する措置

（放置禁止区域の指定等）

第 21 条 市長は、自転車等が大量に放置され、又は放置されるおそれがあると認められる地域を自転車等放置禁止区域（以下、「放置禁止区域」という。）として、指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 前 2 項の規定は、放置禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画 18 駅から半径約200m以内の路地を放置禁止区域に指定：実施済み

【放置禁止区域】



(2)撤去活動の強化と合わせた自転車等駐車施設利用に関する情報提供

- 計画 19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大 《実施済み》
 計画 20 集中的撤去へ向けた保管場所の確保 《実施済み》
 計画 21 施設利用に関する情報提供 《実施済み》

施設の有料化及び概ね収容台数の確保がされた駅周辺から、下記のとおり取り締まりの回数を見直し、放置自転車等の撤去活動を強化しました。

施設の利用を促進するために、撤去活動を行う一方で、空車施設の案内や市民に対する施設利用パンフレットの配布、市報・ホームページ上での施設利用案内等を行っています。

なお、引き続き、放置自転車の状況に合わせて検討していきます。

◇ 変更前(平成 20 年 3 月)

	仙川	つつじヶ丘	柴崎	国領	布田	調布	西調布	飛田給	京王多摩川
頻度	月4~5回	月4~5回	月1回	月4~5回	月1回	平日	月1回	週2回	月1回
時間帯	概ね午前中	概ね午前中	概ね午前中	概ね午前中	概ね午前中	8-10	概ね午前中	概ね午前中	概ね午前中
エリア	放置禁止区域内								

保管所：上石原自転車等保管所，つつじヶ丘自転車等保管所



◇ 変更後(令和 2 年 3 月)

	仙川	つつじヶ丘	柴崎	国領	布田	調布	西調布	飛田給	京王多摩川
頻度	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
時間帯	午前・午後(8:30 ~ 17:00)								
エリア	放置禁止区域内								

保管所：上石原自転車等保管所，つつじヶ丘自転車等保管所

※仙川駅，つつじヶ丘駅，調布駅は月2回程度(土・日・祝日のいずれか)13:00 ~ 17:00

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画 19 撤去活動の曜日，時間帯及び実施エリアの拡大：実施済み
週1～3回（調布駅周辺は週5），放置禁止区域内を実施

計画 20 集中的撤去へ向けた保管場所の確保：実施済み



図 20 撤去自転車の保管場所

計画 21 施設利用に関する情報提供：実施済み
パンフレットの配布，支援・web サイト上での施設利用案内等

(3)撤去・保管・返還に係る費用負担の見直し

計画 22 保管料金の見直し 《実施済み》

計画 23 返還日/時間帯の見直し 《実施済み》

計画 22 保管料金の見直し

施設の有料化及び撤去活動の強化等に合わせ、近隣自治体の料金も参考にしながら保管料金を見直しました。

また、必要に応じて今後も料金の見直しを検討していきます。

表 10 調布市における保管料金

自転車	1台につき 2,500 円
原動機付自転車	1台につき 5,000 円

表 11 隣接地域の撤去・保管料金

狛江市	三鷹市	世田谷区	府中市	川崎市
■撤去保管料 自転車：3,000 円 原付：5,000 円	■撤去料 自転車：2,500 円 原付：4,000 円	■撤去手数料 自転車：3,000 円 原付：4,000 円	■撤去料 2,000 円 ■保管料 14 日まで無料 以降 1 日 50 円 限度 1,000 円	■撤去・保管料 自転車：2,500 円 原付：5,000 円

資料) 東京都 平成 30 年度「駅前放置自転車の現状と対策」
川崎市 web サイト

計画 23 返還日/時間帯の見直し

市民のニーズに合った曜日・時間帯へ平成 21 年度より移行しました。

また、必要に応じて今後も返還日・時間帯の見直しの検討をしていきます。

◇ 改正後

返還日：毎日

時間帯：午前 10 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画 22 保管料金の見直し：実施済み

<保管料金>自転車1台 2,500円, 原動機付自転車1台 5,000円



図 21 上石原自転車等保管所

計画 23 返還日/時間帯の見直し：実施済み

<開所時間>午前 10 時 30 分から午後 7 時まで

<休所日>年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

自転車等の返還のご案内

調布市では「自転車等放置禁止区域」を定め、一定時間放置されている自転車及び原動機付自転車(排気量50cc以下)を撤去しています。
仙川、つつじヶ丘、柴崎、国領の各駅周辺で撤去した自転車等は、**つつじヶ丘自転車等保管所** に移送しています。

■ 自転車等の撤去、返還等に関するお問い合わせ先 ※ 24時間受付

調布市放置自転車コールセンター 電話 0800-800-7350

- (1) 移送先 **つつじヶ丘自転車等保管所**
所在 調布市菊野台3-21-25
電話 **042-484-3933**
- (2) 返還日 **毎日** ※年末年始(1/29~1/3)を除く
- (3) 返還時間 午前**10時30分**から午後**7時00分**まで
- (4) 返還手数料 自転車(1台につき) **2,500円**
原動機付自転車(1台につき) **5,000円**
- (5) その他 **住所・氏名**が確認できるもの(運転免許証、学生証、健康保険証など)及び自転車等の**カギ**をお持ちください。



図 22 自転車等の返還の案内

資料：調布市 web サイト

(4)利用・駐車マナー啓発

計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布 《実施済み》

「買い物に行きたいが自転車を駐車できる場所がわからない」、「駐車施設を定期で利用するにはこういった手続きが必要なのか」といった疑問及び不安への対応や、自転車等利用者の駐車マナーの向上を図るため、駅ごとにそれぞれの案内を、パンフレットや看板、市報、ホームページなどを活用して広報しています。

【掲載内容】

- ・自転車等駐車施設の位置，料金体系，利用時間
- ・自転車等駐車施設利用のための手続き
- ・自転車等放置禁止区域
- ・保管料金及び返還業務実施日
- ・近距離利用者に対する利用抑制の啓発
- ・自転車を安全利用するためのマナー
- ・放置自転車等抑制の啓発 等

【活用ツール(配布方法)】

- ・パンフレット（町会回覧，転入届窓口での転入者への配布，担当課窓口での配布等）
- ・看板
- ・市報
- ・ホームページ 等